

■委員長挨拶により開会。

●まず、「第26号議案 四万十市立墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：加用市民・人権課長】

令和2年4月1日施行の条例改正により、市長特認で行っていた未使用地の返還に伴う永代使用料等の還付について、許可から1年以内の未使用地の返還に限って全額返還することとして、使用許可を受けていた74名に対して、改正条例の施行日から1年以内に返還した場合の永代使用料等を還付する経過措置に関する文書を送付し、17名に還付を行っていた。その後、未使用地を返還した方より「経過措置を知らず、還付があるものと思っていた」との訴えがあり、当時の事務処理を確認したところ、市の事務処理や説明に配慮が欠けていた部分があると考えられたことから、該当者に対して永代使用料等を還付するとともに、令和2年4月1日の前日までに使用許可を受け、現在も未使用の区画を持つ方を対象に、1年間の期間を設けて、再度、未使用地の返還に係る還付措置を行うこととし、条例の趣旨に基づき、長期間未使用となっている区画の必要性について再考を促し、必要な方が使用可能となるように条例の改正を行う。改正の詳細として、附則第3項内の「令和2年4月1日から返還がなされた期間」を「令和7年4月1日から返還がなされた期間」として改めて経過措置を設けるものとなっている。今回の条例改正は令和7年4月1日から施行する。

【質疑：松浦委員】

経過措置後に未使用地を返還された方から具体的にどのような訴えがあったのか。今回、再度経過措置を設けることとなったが、3回目は無いように対応するのか。

【答弁：加用市民・人権課長】

訴えの内容については、未使用地の返還の届出から数か月後に「未使用地を返還した他の方が45万円の還付を受けたと聞き、自身の返還時においても還付を受けられると考えていたが、還付の手続きについて市からの連絡がない」との問い合わせがあり、当時の担当者から経過措置と文書の送付について説明させていただいたが、「経過措置については聞いたことがなく、文書が届いた覚えもない」との訴えであった。再び経過措置を設けるにあたり、対象者全員から区画使用の意思を確認し、書面で記録を残すこととしており、現段階では3回目の経過措置を行う予定はない。

【意見：松浦委員】

しっかりと対応をお願いしたい。

【質疑：前田副委員長】

今回の対応は、使用者の利益保護の観点から行われるものであると思うが、全国的に類似した事例はあるのか。

【答弁：加用市民・人権課長】

インターネット等で確認した範囲では類似した事例は無いと思う。基本的にどの市町村においても、経過措置期間を過ぎたものは還付しておらず、令和2年4月1日施行の改正条例について、再度経過措置を行った前例はないと思っている。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●続いて、「第28号議案 四万十市地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：武内高齢者支援課長】

国の通知の一部改正に伴い、地域包括支援センター運営協議会に関する規定を改正する必要性が生じたため、条例の一部を改正する。現在、地域包括支援センター運営協議会の所掌事務等を条例に規定して

いるが、国の通知等に伴う改正に柔軟に対応するため、条例から所掌事務等を削り、規則において各種規定を設けるため改正を行う。今回の条例改正は、公布の日から施行する。

【質疑：川淵委員】

これまで条例で定めていたものを細かなものは規則に定めるとのことだが、新たな規則は準備できているのか。

【答弁：武内高齢者支援課長】

地域包括支援センター運営協議会について定める規則については、今回の条例改正と同時に施行できるよう準備を進めている。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●続いて、「第30号議案 四万十市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：武内高齢者支援課長】

地域包括支援センターの職員確保が困難な状況に柔軟に対応するため、介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合、常勤換算の方法による職員配置が可能となったことから所要の改正を行う。改正前までフルタイムで勤務する職員のみを配置数として数えていたが、常勤換算によりパートタイムで勤務する職員も勤務時間に応じて計算すること可能となる。

続いて、介護保険事業計画上の日常生活圏域に関する規定について、条例制定当初に住民数が少ない場合も圏域を設けることができると規定していたが、条例制定から20年間、市全体を一つの圏域と見なしており、当該規定は必要ないものとして削除し、関連する文言の修正を行う。

また、地域包括支援センターに配置する必要がある保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3つの職種について定めていたが、国の通知に沿った対応としており、市独自の対応は行っていないことから、当該条文を削り、これまで通り国の通知に沿った対応を行う。

今回の条例改正は交付の日から施行することとしている。

【質疑：前田副委員長】

常勤換算に非常勤の方を含めて計算する場合、常勤の方の勤務時間である7時間45分に非常勤の方の勤務時間を当てはめて計算するのか。

【答弁：武内高齢者支援課長】

前田副委員長の言う通り、勤務時間で換算するものとなっており、1日7時間45分を1週間に換算した38時間45分についてパートタイムの方が勤務する時間を当てはめて計算する。本市においては、換算方法を見直さずとも国が求める配置基準を満たしているが、常勤換算によりパートタイム勤務の方を含めて計算すると配置数が1人分増える。

【質疑：川淵委員】

常勤換算方法を適用しなくても既に配置基準を満たしているということであるが、配置状況を教えてほしい。

【答弁：武内高齢者支援課長】

国の規定では、高齢者人口6,000人あたりに対し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各1名雇用する必要があると定められており、高齢者人口がさらに2,000人増えるごとに1名ずつ増員する必要があると定められている。現在の本市の高齢者人口は1万2,000人弱であり、常勤職員を5人以上配置する必要がある

る。令和6年11月1日現在、フルタイムで勤務する職員が会計年度任用職員等を含めて6人配置されており、常勤換算によりパートタイム勤務職員を換算に含めると7名の配置となる。

※他に質疑なく終了。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、陳情受理番号第2号「四万十市図書館2階の「郷土資料室」の展示を変えよう！」について、審査を行った。

【意見：川渕委員】

陳情の趣旨と内容について、概ね賛成できる。偉人の功績を広く市民、子ども達に伝えていく必要があると考えているが、陳情の最後に「幸徳秋水も含めて中村の地の発展に寄与した人物の資料を展示してほしいと願う」との記述があり、展示する人物を一から検討し直すのか、現在の幸徳秋水の展示を残したうえで他の偉人の展示を追加するのか解釈が分かれる。また、「中村の地」として中村地域に限定した表現となっており、西土佐地域も含めて考えるべきである。郷土資料室は幸徳秋水の墓前祭参加者が多く立ち寄るなど、現在の展示内容が定着しており、これを変更する必要性については疑問を感じる。子ども達に郷土の偉人について伝える方法と場所は様々あり、郷土博物館や廃校・休校となっている校舎の活用、しまんとぴあでの展示等を検討できるため、郷土資料室の展示の変更については反対である。

【意見：山崎委員】

私も中村地域に限定せず西土佐地域も含めて考えるべきと考える。陳情の内容については、中村地域に限定した表記となっているが、展示内容が幸徳秋水のみとなっていることには違和感を感じている。他の偉人についても展示していただきたい。

【質疑：松浦委員】

陳情書の趣旨に「一般市民が現状の幸徳秋水資料室を閲覧しているケースはほとんどない」とある。把握が難しいと思うが、生涯学習課で把握している閲覧状況はどうか。

【答弁：戸田生涯学習課長】

先ほど川渕委員が言われたように、機会があれば展示を見て行かれる方もいると思うが、図書を借りに来た方や学習のため来館した方はあまり閲覧していないと思われる。我々の宣伝不足もあると思うが、活発に利用されているとは言い難い状況。

【質疑：松浦委員】

今朝、郷土資料室に立ち寄ったが、図書館の奥の方にある。陳情書の趣旨にあるように郷土の様々な偉人を紹介していただきたい思いもあるが、現在の場所に様々な資料を展示しても展示を見に来てくれるのか不安に感じている。周知方法によっては人が来る可能性もあるが、所管課としての考えを教えてください。

【答弁：戸田生涯学習課長】

市民にどのような学習を提案していくのかといった点を踏まえ、郷土資料室の役割について考えていく必要がある。今回の陳情は歴史上の人物を取り上げているが、郷土の自然や文化、住民の生活を学習するために有効活用できるのではないかと考えている。一方で、郷土資料室の立地、効果的な宣伝内容、我々のマンパワーといった問題から、郷土博物館の1フロアに相当する面積を持つ郷土資料室で企画展を継続的に開催していくことは難しい。現在は資料が多く、研究が進んでいる幸徳秋水について展示している。

【意見：松浦委員】

様々な方の資料を展示していく必要性は感じているが、郷土資料室の展示を変更しても効果が感じら

れにくいと思う。郷土博物館や廃校舎を活用した展示を検討していく方が良いと思う。趣旨採択という選択が無いのであれば、賛成は難しい。

【意見：川村委員】

西土佐地域についての意見が出ていたが、四万十市全体の展示を考えていくことは賛成。現在、資料が多くある幸徳秋水に特化した展示となっているが、図書館を利用する子ども達が偉人だけでなく郷土の歴史や文化に興味を持つきっかけ作りができるように郷土資料室の展示の在り方を検討してはどうか。

【意見：川渕委員】

偉人以外の展示については、図書館の入り口付近のスペースを活用した展示も行われており、郷土資料室の展示を変更する必要はないと思う。図書館と郷土博物館の利用状況を調べてみたが、市内の多くの小学校が社会見学の場として利用している。郷土博物館や来場者の多いしまんとぴあを活用した展示が良いと思う。郷土の偉人については、小学校3年生及び4年生の社会科の副教材に掲載することで興味を持つきっかけ作りが可能である。

【意見：宮崎議長】

先ほど墓前祭の参加者や小学校の見学に利用されているとの話があったが、図書館は本来、本を読むために静かな環境である必要があるが、博物館的に解説が必要な展示を行うことと相反しているのではないか。これまでに、利用者に資料の解説をしたことはあるのか。

【答弁：戸田生涯学習課長】

郷土資料室には学芸員を配置しておらず、資料の解説は行っていない。基本的に静かに資料を見てもらうこととなる。

【意見：宮崎議長】

小学生は展示されている資料を見るだけでは理解が難しいと思う。この陳情を採択するのであれば、郷土資料室には子ども達が見て興味を引く資料のみを置き、博物館で深く学んでもらう方法がいいと思う。図書館の一角に賑やかになり得る場所を作ることには違和感を覚える。

【意見：川村委員】

図書館の利用者には小学生が多く、逆にしまんとぴあには中学生や高校生が多いイメージがある。そのため、郷土資料室には小学生にも分かり易い、学びのきっかけとなるような展示スペースへの変更に賛成する。

【意見：寺尾委員外議員】

郷土資料室がどのような在り方が望ましいのかを考えていただきたい。先ほど川渕委員が利用状況について触れていたが、令和3年度における郷土博物館の入館者数が年間約5,000人、図書館への入館者数は延べ97,732人と約10万人となっており、図書館には郷土博物館の約20倍の方が来場している。しかし、先ほど戸田課長が答弁したように、郷土資料室に足を運ばれる方の数は少ない現状がある。延べ10万人が訪れる場所を有効活用するためにどうするべきか、という視点も踏まえて考えていただきたい。

【進行：谷田委員長】

陳情の採決にあたり、採択か不採択を諮ることとする。

－ 小休 －

－ 正会 －

採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決した。

－ 小休 －

－ 正会 －

■委員長報告の作成は正副委員長に一任とし、委員会を終了した。